

過去との断絶と連続

1945年以降のドイツと日本における過去との取り組み

マンフレート・ヘットリング／ティノ・シェルツ
川喜田敦子 訳

第I節

1945年以降、ドイツと日本における自国の過去のとらえ方は、過去から距離をとろうとする動きと、過去とのつながりを保とうとする動きの緊張関係のなかにあった。しかし、この緊張関係のあり方について、両国がたどった「道」には違いがあった。1945年以降のドイツでは、1950年代には旧体制の支持者の統合と守旧的な動きが目についたが、その後、衝突を繰り返すなかで道筋が「変化」し、ナチの過去から「距離をとること」(Distanzierung)が次第に多くの人びとに受け入れられるようになっていった¹。それに対して日本では、ドイツと同じように過去をめぐる議論があったにもかかわらず、1945年以前のナショナルな過去から距離をとろうとする方向性は今日にいたるまで世論の大勢とはなっていない。

ドイツは、1945年以前の歴史との隔絶を強調することによってナショナルな伝統から断絶した。民主主義的な新体制は、自国の歴史との断絶によってしか信頼を勝ち得ることができなかった。そのため、現在の民主主義的秩序につながる近過去の記憶と、それがもたらすナチという前史との断絶が遠過去を覆い隠し、ドイツはいわばそのナショナルな歴史とは分断されることになった²。それに対して日本では、1945年の政治的転換点の前後でナショナルな連続性は途切れていないという解釈がなされたために、自国の戦時中の政策—戦争に関する近過去の記憶—との批判的な取り組みが妨げられてしまった。天皇という存在と昭和天皇が戦後も天皇位にとどまったことに象徴される連続性は、社会の多数派が自国の歴史と批判的に取り組み、自国の戦闘行為や犯罪行為から距離をおく上では妨げになった。1945年以降、日本では戦争と敗戦の責任は軍隊にあるとされ、軍隊からは距離をおく態度がみられたが、それは真摯な責任追及にはつながらず、むしろ政治エリートと社会の大多数を免罪することになった。結果として日本は、戦争において自分たちは被害者であったと理解しつづけて今日にいたっている。開戦、戦争犯罪、日本の侵略の犠牲者に対する責任が問われることはまずなかった。

過去と距離をとること、過去とのつながりを保つことは、過去をテーマ化する上では基本的な要素である。しかし、どちらかが偏って表に出たり、歴史の解釈で優勢になったりすると、それは最終的には避けられない過去の「歴史化」を妨げることになる。かなり以前にマルティン・ブロシャート(Martin Broszat)とヘルマン・リュッベ(Hermann Lübbe)は、力点の置き方には両者で違いがあったが、旧体制の幹部エリートの連続性とナチの過去から距離をとるという公的な姿勢は相互補完的な関係にあると指摘したことがあった³。旧体制の幹部エリートが1945年以降もその職にとどまったからこそ、公の政策としては過去から明確に距離をとらなければならなかったとい

う意味で、両者のあいだには連関が見られるというのである。逆に、道義的、規範的に距離をとったことにより、ナチズムのもつ「大衆的魅力」や「中産階級が庇護と政治への参加を求めた」ことは認識されにくくなった。プロシャートの論文「ナチズムの歴史化を求めて」は、ナチの過去との取り組みを阻害するそのような要因があることを指摘し、それを取り除こうとするものであった。プロシャートによれば、そうしなければ「ナチズムをドイツ史のなかに位置づける」ことはできないのである⁴。20年たった今でも、プロシャートの主張は実現されたとは言いがたい。旧体制の機能エリートは連邦共和国ではもはや職にとどまてはいないが、第三帝国の過去に対する公的な態度としては、今なおナチの過去とは明確に距離をとることが道義的に求められている。それに対して日本は1945年以前の膨張政策に対する責任を引き受けると対外的に表明し、限定的とはいえ金銭面でもそれを実践しているにもかかわらず、国内で過去政策の中心となっているのは相変わらず、批判的評価や距離をおいた見方を妨げるような行動である。それを端的に象徴するのは、教科書の記述と検定をめぐる問題や、戦没者の公的な顕彰とそれに端を発する首相の靖国神社参拝をめぐる国内外からの批判であろう。

ドイツと日本は1945年以降、自国の全体主義時代の歴史を想起し、解釈する上で、著しく異なる方法をとった。やや大胆に一般化するならば、ドイツは(ナチズムから)距離をとろうとし、日本は(戦時中はもちろん、少なくとも明治期まで遡るナショナルな伝統に対して)守旧的であったと要約できよう。とはいえ、今日にいたるまで過去の解釈を歪める阻害要因を抱えているという点ではどちらの社会も同じである。過去をテーマ化することに関してはどちらの社会を見ても、1930年代、1940年代の歴史化は緒についたばかりである。

そう考えれば、連邦共和国はナチの過去をうまく「克服」したが、日本は取り組みが足りないという見方は不十分だと思われる。両国が共通して抱える「負の遺産」(イアン・ブルマ)について比較する場合には、ドイツを模範生、日本を劣等生とみなしがちだが、そのように言ってみたところで何が分かるだろう。せいぜいのところ規範的なメッセージと政治的な判断が導きだされるだけである。

したがって、われわれは違う考え方をとりたい。まずは、日本とドイツで過去をテーマ化する際に主流となった解釈枠組みの違いを示すことにしたい。単純化して言えば、過去から距離をとろうとする方向性と、過去とのつながりを保とうとする方向性である(第Ⅱ節)。この二つの方向性の違いを、国政レベルに焦点を当てつつ、制度と人脈という二つの領域を例に描き出すことにする。ドイツでは多くの点で人的連続性があったが、政治体制としては連邦共和国(西ドイツ)はナチとの断絶を前提として出発した。新しい民主主義秩序の基礎はナチの過去から「距離」(Distanz)をとることによってしか築かれえなかったためである。その意味で、連邦共和国ではナチズムから距離をとることはいわば政治的な正当性の根拠であった。それに対して日本の政治エリートは1945年以降も伝統的な政治体制を広範に維持しようとした。政治秩序とナショナルな伝統が「継続」(Kontinuität)したことは、1945年以降、天皇の役割が変更されたとはいえ伝統的な面を残したことや、靖国神社での慰霊に表れている。これらは、ナショナルな伝統と自国史の連続性に立脚し、そこから距離をとることを望まな

い日本の姿勢を示すものである。この状況を別の言い方で表すならば、ドイツでも日本でも実際には連続と断絶の双方の側面が絡み合っていたにもかかわらず、解釈枠組みとしては、著しく異なる、それどころか正反対のものがとられたということになる。

過去の解釈のしかたが両国で異なっていたことについて、本論文では第二の課題として、それを三つの構造的相違から説明したい(第Ⅲ節)⁵。両国が異なる道をたどるにいたった構造的条件を考えると、ドイツを模範とする考え方は短絡的であることが分かる。それというのも、両国の社会的現実が大きく異なっており、そうした現実と無関係に過去がテーマ化されることはないからである。その意味で、過去との取り組みを比較することは社会を比較することに他ならない。

第Ⅱ節 断絶と連続

ドイツも日本も1945年以降に大きく変わった。どちらの国も全体主義的な政治体制から安定した民主主義に移行した。それに加えて、両国では抜本的な構造変化があった。1945年以降に両国の社会がそれ以前の社会と完全に断絶したというのは幻想だとしても、以下にみる両国の違いは重要である。日本の変化は政治体制が継続するなかで生じた。そのため日本は国家として、意識的に、また国内世論に対しても分かりやすいかたちでナショナルな伝統の流れのなかに自らを位置づけることができた。この継続性は長期的に見れば実質的というよりはむしろ象徴的なものだったが、連続しているとされた憲法秩序のもとで民主主義が構築され、近年、市民社会も形成された。このような政治体制上の、また象徴的な連続性に対してとりわけ左派は批判的であり、アカデミックな世界ではそれが多数派になったが、その考え方は世論や社会の多数派の意見とはかけ離れていた。これに対してドイツでは、1945年以降、新たな出発であることが強調された。政治体制上も象徴的にも、連邦共和国はドイツの古い政治秩序からは意識的に距離をとった。連邦議会での新たな政治的出発にあたり、連邦共和国では伝統との連続性ははっきりと否定された。同じく過去の解釈においても、両国ではそれぞれ対照的な側面に重点が置かれた。日本では以前から、公の場で歴史は途切れることのない自国史として語られるが、ドイツでは時の経過とともにナチズムとの断絶、ナチズムからの距離感がますます強調されるようになっていく⁶。この違いを以下に簡単に対照させてみたい。なお、このような違いにもかかわらず両国の社会がともに本物の民主主義的秩序を作りあげたことは、過去との取り組みが民主主義の発展にそれぞれどのような意味をもったのかという問いを提起する。その答えはまだ明らかになっていないことを付言しておきたい。

a) 政治体制

連邦共和国の新たな政治的建設と安定は、かなりの程度、ナチズムから規範的に距離をとることのうえに成り立っていた。政党政治上の相違や相互の緊張関係にもかかわらず、まずは(連合国による統制によって)政治組織のあいだで、その後比較的すぐに国民のあいだでもこの点については広く合意が形成されていった。ナチズムから規範的に距離をとることについて疑いが差しはさまれることはなく、そのなかで旧体

制のエリートの統合も、政治態度の緩やかな変化も可能になった。1945年にすべてのドイツ人が一挙に確信的な民主主義者になったわけでもなければ、旧体制のために働いていた者がすべて解任され、「ナチの過去をもたない者」に代わったわけでもなかったが、規範的に距離をとると決められていたことによって新秩序は安定し、かつてナチズムを支持した人びとも次第に統合されていったのである⁷。

しかし、規範的に距離をとったからといってナチ時代の記憶が薄れたわけではない。むしろナチズムは連邦共和国の自己理解にとって重要な歴史的イベントでありつづけてきた。もちろん、ナチズム(とりわけユダヤ人殺害)は道義的に許されるものではなく、その帰結も破滅的であった⁸。またナチ支配は軍事占領によって終わりを告げたのであり、内部から生じた動きによって自ら克服されたわけではなかった。そのためレブシウスも述べているように、新たな出発にあたってナチズムからはポジティブな方向性は得ようもなかった。加えて1945年以降には、ナチズム以前の時代、つまり1933年以前のドイツの過去に依拠することもできなかった。連邦共和国では、ヴァイマル共和国という政治秩序の失敗がナチズムの台頭を招いたと考えられており、1950年代以降には、新たに達成された民主主義を今度こそ安定させたいという意味で「ボンにはヴァイマルではない」ということが強調されるようになった⁹。過去の民主主義的経験や伝統と積極的に結びつけようとする動きが出てくるのは、後に連邦共和国の基礎が多少なりとも自明と考えられるようになってからのことである¹⁰。

しかしそうだとすれば、1945年もしくは1949年以降には何が基盤となりえたのだろうか。たとえば、連邦共和国初期の重要人物である初代首相アデーナウアーは、正当化のために二つのことを強調した。アデーナウアーが打ち出したのは、まずは、以前の実利主義的な「世界観」に代わり、キリスト教的な世界観に基づいて政治を行なうことであった。また、「新しいドイツ」を創ることも目標として掲げられた。アデーナウアーは1949年9月20日のドイツ連邦議会での政府声明の冒頭でそれに言及している¹¹。新生を主張することはナチズムから距離をとることと相互補完的な関係にあるだけでなく、これによってナチズム以前の伝統を引き合いに出す必要もなくなった。そのため1949年以降の新しいドイツの代表者が演説でヴァイマル共和国に言及することはほとんどなく、むしろ、新生の宣言とナチズムからの断絶が正当性の根拠として共有されることになった。この距離をとるという態度と、いわばネガティブなアイデンティティ形成の有効性についてはどれほど評価しても評価しすぎることはない。それというも、ナチズムからの断絶という立場を共有することによって、共通の価値基盤をほかに探し求める必要がなくなり、既存のあらゆる政党のあいだの緊張と対立が架橋されたためである。これにより、1914年以降のように西欧型の民主主義とは一線を画しつつドイツ特有の伝統に立ち返るのか、西欧型の民主主義を積極的に受け入れるべきなのかという問題—どちらをとっても当時は正当性と受容の問題を引き起こしたであろう—を考える必要もなくなった。

初期の連邦共和国と比較してみると、1945年8月の無条件降伏前後に日本は従来政治秩序との「連続」を求めて動いたことが分かる。第三帝国は、ソ連軍がベルリンを陥落させ、ヒトラーが自殺し、連合国がドイツを軍事占領したことによって終わったが、日本の政治エリート、軍事エリートの多く—とりわけ天皇自身—が最終的に降

伏を決めたのは、本土が軍事侵攻を受け、国家秩序が崩壊するのを避けるためであった。当時、天皇を中心とした他に類例がないと思われていた日本の国家秩序は国体と呼ばれたが、「国体の護持」は終戦の詔書で重要な意味をもっていただけではない¹²。国体の護持は、集団的罪責（責任）と個人的罪責（責任）、日本の司直の手による戦争犯罪追及の可能性をめぐる初期の議論、天皇の退位をめぐる論争の際にも常にもちだされ、新体制の開始、つまり1946/47年の新憲法施行にいたるまでの行程にも重大な影響を与えた。このような状況が起こりえたのは、国家秩序、とりわけ天皇制の維持を求める日本の保守エリートの利害が、天皇による正当化という助けなしには政治目標たる日本の民主化は達成できないと考えた占領国アメリカ合衆国の発想と合致したためであった¹³。ここにドイツとの構造的な違いがある。

政治秩序を広範に維持することについては日本でも自明ではなく、異論がなかったわけでもない¹⁴。天皇の退位と天皇制の廃止、つまりは過去およびナショナルな伝統との断絶がなされない限り、日本の民主化—ポツダム宣言にしたがってそれが占領期の目標となったわけだが—は実現できないと考える批判的な声は国内からも国外からもあがった。それにもかかわらず、戦後の民主主義的秩序の形成と正当化は、旧体制と断絶することではなく、旧体制を引き継ぐことによってなされることになった。

こうしたことから、日本の政治エリートもマッカーサー元帥も、新憲法を明治憲法の手続きに則って施行することを重視した¹⁵。そのため—新憲法の前文によれば—新憲法を定めるのは日本国民のはずであるにもかかわらず、政治的な手続きとしては天皇が国民に対して新憲法を提案し、その統治権に基づいて施行するという矛盾が生じることになった¹⁶。この矛盾は、皇室内でも評価が分かれた1947年の憲法施行式典にも表れている¹⁷。また、米国の新憲法草案にあった“the people”という言葉も、民を国とは違うものとして示すことのできる原語に近い意味内容の「人民」ではなく、戦時中のプロパガンダで天皇と民が一体であることを表すために使われた「国民」という言葉に翻訳された。憲法をめぐる国会での議論の中心にあったのも、基本権が十分に保障されているか、国家の諸機関のあいだの均衡が保たれているかという問題ではなかった。中心的に議論されたのはむしろ、新憲法が日本の国体にとってどのような意味をもつかであり、首相が天皇の承認を受けて、新憲法のもとでも国体は護持されると宣言したことによってはじめて、憲法は帝国議会で受け入れられたのである¹⁸。新憲法について国民に説明するためのパンフレットでも政府はそのような立場をとった¹⁹。1946年の憲法によって「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」とされるようになったが、これは新しいことではなく、日本の過去に深く根ざした伝統である、というのがそこでの説明である²⁰。

新憲法と戦後の諸改革によって政治的にも社会的にも民主的な枠組みが導入されたことに疑いの余地はない。政治システムの点でも規範的な面でも体制は実際に大きく断絶した。しかし、1945年以降の日本は戦前、戦時中の体制と断絶することによって新たな国家秩序を構築したのではなく、むしろ強調されたのは自国の歴史の連続性であった。

1945年以降の日本が距離をとったのは、自国の歴史からでも戦争を引き起こした

政治体制からでもなく戦争と軍隊からであり、国民の新たなコンセンサスとなったのは平和主義と反軍国主義であった。このことはどのように説明できるだろうか。

とりわけ1943年以降に戦局が絶望的になると、軍部の内政上の影響力は増大しつつもその威信は急速に失墜した。戦争終結の前年にはすでに、国内の悲惨な物資供給状況を改善し、本土に迫る敵国と対外的に戦うことを軍に期待できる状況ではなかった。最終的に平和が達成されたのも、それまでプロパガンダで言われていたような「本土決戦」の英雄的勝利ではなく、無条件降伏によるものであった。

戦争遂行に対する批判が始まればすぐにも統帥権をもつ天皇の責任論に発展することが予想されたが、1945年8月16日に首相に就任した陸軍大将の東久邇宮稔彦は、敗戦は西洋が物質的にも技術的にもはるかに優っていたことによるものだとし、それに反論しようとした²¹。しかしこれは、初めから勝てる戦争ではなかったと認めるようなものである。そのためこの試みは全くの失敗に終わり²²、無謀にも戦争へと突き進んだ軍部に対する批判はますます高まった。ここから生じたのが「だまされた」という意識である。こうして日本の国民の大部分は自分たちは無能な軍部の犠牲者であったと考えるようになり、免罪されたような形になるとともに、戦争と非軍事化によって解体されようとしていた軍の威信は後々にいたるまで完全に失墜した。米国のプロパガンダと東京裁判の判決もまた、戦争は軍部の独断によって引き起こされたものであり、天皇と国民はだまされたのだというイメージを裏づけるかのようであった²³。

戦後、平和主義と反軍国主義が強まる上で重要な要因となったのは、戦争が悪いとされたことに加えて、一とくに原爆投下の衝撃をはじめとする一戦時中の苦勞であり、自国の犯罪行為ではなかった²⁴。この流れは早くも8月15日の前後に生まれていた。終戦を告げる玉音放送でもすでに、原爆の使用は長期的には日本のみならず全世界の滅亡につながりかねないと強調されていた。その意味で降伏は未来の世代に「大平」を開くものとされたのである²⁵。これによって「平和」は間接的ながら新たな国家目標となった。その後、保守的な政治エリートでさえ、非軍事化にも交戦権と戦力保持を永久に禁じた憲法の平和条項にも長く異を唱えることはなかった²⁶。戦後初期の日本における平和主義は、平和をもたらしたのだから犠牲は無駄ではなかったというかたちで、自国の敗戦に意味を付与するものだったのである²⁷。1945年8月27日の内閣情報局総裁の言葉を借りれば、今後の世界人道のため核兵器使用禁止において指導的役割を果たすことで、日本人は「戦争の敗者」転じて「平和の勝者」になりうるかもしれない、ということになる²⁸。

b) 人脈

戦争と犯罪の責任者に有罪判決を下し、また役職や公職から追放することを連合国から要求されたという点では両国の社会は共通していた²⁹。どちらの社会でもこの手続きには多かれ少なかれ強い批判が寄せられ、どちらの社会も当初は旧体制のエリートを統合すべく腐心した。ドイツでは政治エリートを排除することに異論はなかったが、軍事、経済、社会的エリートは新秩序のなかでもかなりの影響力を残した。距離をとるべきであるとされながら、実態としては連続しているという矛盾をはらんだ当時の状況については、この間に集中的に研究されるようになっている。距離をと

るという場合にドイツで重要だったのは「犯罪者」に対する刑事訴追³⁰、つまり法的取り組みであった。戦後初期には、当初つまりニュルンベルク裁判の開廷中および結審直後一は比較的多くの訴訟が行なわれた。しかし追及の動きはすぐに弱まった。1950年には2495件の捜査手続きが開始されたが、1952年には467件、1954年には183件にまで減ってしまった。これが最低であり、1957年までには年間の捜査手続き件数は約240件にまで回復したが³¹、このような件数の変化以上に重要だったのは、捜査手続きに対する世論の関心の低さである。メディアが報道するのは裁判になったときだけであり、しかも取り上げられるのは主として、ドイツ兵やドイツ市民が戦争末期に恣意的に殺害されたケースであった。状況が変わり始めたのは1958年である。世論の関心がここで初めて全国的にナチ犯罪に対する刑事訴追に向けたのである。この時期に行われた裁判が収容所システムや絶滅機構の内部で行なわれた犯罪に対する訴訟であったことは、人びとの反応が変わった理由の一端にすぎない。それというのも、1950年代には連合国がまだ、連邦共和国がナチの過去やナチ時代の要人とどのように関わるかを極めて注意深く、かつ批判的に注視していた。東ドイツでも1957年以降、西ドイツ政府にはナチの過去があるとしてその信用を失墜させようとする動きが見られた。東ドイツのこのキャンペーンを連邦共和国の世論は一致して拒否してはいたが、ナチ犯罪の訴追が不徹底であるという印象が生じるのは避けなければならなかった。プーヘンヴァルト収容所の職員に対する裁判の際に法廷で明るみに出された収容所の残虐な日常、被告の冷酷さと罪の意識の無さが道義的な憤激をよぶにいたったことには、こうした外交的な背景があった³²。そうしたなかでさかんに報道がされるようになり、ナチ犯罪の比較不可能かつ未曾有の残虐さが描きだされた。それによって過去との取り組みは戦争という文脈から離れるとともに、長期にわたってナチ犯罪が唯一無二の犯罪であると認識されることにもなったのである³³。

裁判から明らかになるのは、犯罪行為の法的訴追と、政治的必要性、道義的自己決定の重なり合いである。裁判が過去との取り組みの極めて重要な要素となる上で、この三つの要素の組み合わせは決定的であった³⁴。ウルムのアインザッツグルッペン裁判を開廷するにあたり、ヴェッツェル(Wetzell)判事は、この訴訟が扱うのは「人間の尊厳の完全なる無視」であり、それゆえ「センセーショナルに騒ぎ立てるのではなく、内省し、熟考すべきである」として、この裁判が連邦共和国の世論に対して精神を浄化すべく役立つことを願う、と述べた³⁵。現に、刑事訴追とメディアの報道のなかでナチ犯罪について具体的に語られたことで、ナチの残虐行為の詳細は明らかになり、一般に知られるようになった。生き残った人びとが証人として法廷で証言したことの影響も過小評価できない。

戦後初期の連邦共和国では、大部分の関係者の個人的責任は否定され、政治的な責任のすべてはナチ指導部に押しつけられた。しかし、裁判を通じて殺害の詳細がこのように正確、かつ集中的に明らかになったことにより、そのような自己イメージは解体した。残虐行為が明らかになり、この論法は通用しなくなったのである。逆に強まったのは、人的に距離をとりたいという希望であった。そのような罪を犯した者は責任を取るべきであり、連邦共和国の社会から排除され、禁固刑に処せられるべきだと考えられるようになったのである。裁判で明らかになったような過去から解放さ

れるためには、その過去に立ち向かい、犯罪者から距離をとる以外にはないと思われた。最大のグラフ雑誌『デア・シュテルン』は1958年に審理中の犯罪の写真を掲載し、「逃げているだけでは過去の問題を終わりににはできない」と書いた。社説でこそ、過去と向き合うことは終わりにしたいとして、悪名高いかの「終止符」の議論が展開されていたが、そのための手段として想定されていたのは犯罪者と距離をとることであった。「害のなさそうな隣人が実は極悪人かもしれない、私を治療する医師の手はひょっとすると殺人者の手かもしれない、映画館で隣の座席に座っている人はナチ時代には『うなじへの発砲の名手』³⁶だったかもしれないという落ち着かない気分になる限り」は「終わり」は望むべくもない、というのである³⁷。

このようにして犯罪者から距離をとりたいと次第に望まれるようになっていったことを受け³⁸、1958年12月1日にはルートヴィヒスブルクにナチ犯罪究明のための州司法行政中央本部（ナチ追及センター）が設立された。この後、このセンターがナチ犯罪捜査の中心となる。センターは告発を受けて捜査を行なうだけでなく、犯罪への関与に関する情報をつかんだ場合には、それが未知の特定されていない犯人であったとしても、独立して捜査を始めることができた。こうして司法は独自に裁判のイニシアティブをとれるようになり、その裁判を今度はメディアが広く報道した。遅くとも60年代半ばのアウシュヴィッツ裁判までには、裁判は社会から「犯罪者」を放逐するための手段であり、そのような人的断絶はドイツ社会が道義的に反省し、浄化されつつあることの証左であるとする考え方が一般に受け入れられていった。

「勝者の裁き」であるという批判はあったものの、1950年代以降、「犯罪者」に対して法的措置をとることが次第に当然と考えられるようになっていったドイツとは対照的に、日本では、連合国による戦犯裁判は過去との取り組みのあり方としては公正とはいえないとする意見が大勢をしめるようになった。日本人の多くは、戦犯裁判は軍事的敗北の当然の、逃れられない結果であるとしてとらえていた³⁹。今日の視点から振り返れば、天皇の戦争責任問題が問われなかったことが連合国による東京裁判の決定的な問題であったことに疑いの余地はない。このことについては、東京裁判の裁判長であったオーストラリア代表判事ウィリアム・ウェブ（William Webb）が開廷中に厳しく批判している。東京裁判での被告人の個人的罪責の問題をどう考えるかについては判事、検事のあいだでも意見が分かれたため、1948年に判決を下したときにもかなりの数の反対意見が出た。これは、連合国の裁判官が下した有罪判決の信頼性を長期にわたって損ない、後々にいたるまで過去とのあらゆる法的取り組みへの信用を失わせることになった。

日独の根本的な違いの第二は、日本では今日にいたるまで日本の司直の手による刑事訴追が行われてこなかったことである。日本人の手による犯罪追及は当初は計画されていた。連合国はこれを連合国の戦犯裁判の機先を制しようとする試みと判断したが、それは動機の一部にすぎず、最終的には公表されなかった1945年秋の「民心を安定し国家秩序維持に必要な国民道義を自主的に確立することを目的とする緊急勅令」にあるように、内政上の理由と国体の護持がその理由であった⁴⁰。しかし連合国の戦犯裁判が終わると、日本の政治エリートは法的取り組みを自主的に進めることへの関心を失ってしまった。また、第三者の告発を受けて訴訟手続きを始めるための根

拠となる法律もなかった。この件について公の場で議論が起こることさえなかった。日本では今日にいたるまで法的訴追を通じて過去との取り組みを活性化させる道が閉ざされていたと言えよう。関係者の大部分には個人的罪はなく、戦争と犯罪に対する責任があるとすればそれは一握りの政治（もしくは軍事）指導者が負うべきである、という自己イメージが日本でなぜこれほど長く維持されたのかについてもここから説明できるかもしれない。逆に、法的取り組みの「不十分さ」は、戦後日本の社会において、かつての犯罪者から距離をとる必要があると主張した有力な社会的勢力がなかったことを示すものでもある。

ところで、日本では戦犯裁判で有罪が確定した人びとはどのように扱われたのだろうか。BC級戦犯に対する裁判の多くは海外で行なわれた。戦後、日本のとりわけ大都市では基本的な物資すら満足に供給されず、日々の生活に追われるなかで、フィリピンで行われた本間雅春陸軍中将と山下奉文陸軍大将の裁判を除けば、海外での戦犯裁判はほとんど注目されなかった⁴¹。1948年まで続いた東京裁判への関心も低かった。戦争犯罪の詳細については裁判報道のなかで繰り返し明らかにされたが、被告が犯罪人であるというイメージは確立しなかった。死刑囚のイメージ形成にはるかに影響を与えたのはむしろメディアや、とりわけ大衆文化のなかでの動きであった。多くの歌や映画に加えて、特筆すべきは、刑死者の遺書、別れの手紙、辞世の句などを収録し、主権回復（および連合国による検閲廃止）後にベストセラーになった『世紀の遺書』であろう⁴²。この本には、遺書を残した人びとの個人的な情報は載っていたが、判決が下された理由ではなく、死刑執行の場所と日時が書かれているだけであった。当時のこれらの大衆文化を通じて形成されたイメージのなかでは、戦犯は悩める者、（それぞれの家庭をもつ）個人、もしくは英雄として描かれており、英雄として描かれる場合には吉田松陰のトポスに言及されることがしばしばあった。吉田松陰は1868年の明治維新前夜に徳川幕府に処刑された倒幕派の志士であり、大政奉還後、靖国神社に祀られて今日にいたる。『世紀の遺書』のような出版物が出され、刑死者が世間でそのような文脈に置かれるようになると、その死は次第に美化され、戦犯は被害者とみなされるようになっていった。その際、判決の不公正さを示す重要な証人となったのは、東京裁判で判決に被告を無罪とする反対意見を付したインド代表判事ラダ・ビノード・パル（Radhabinod B. Pal）であった⁴³。占領が終結すると、日本では法律上も刑死者の名誉回復が行なわれた。日本の関係省庁が「遺族等援護法」に基づいて刑死者を「公務」中の死亡者と認め、刑死者の遺族は完全に国家の保護を受けられることになったのである⁴⁴。この名誉回復は、戦犯の死は天皇と国のための愛国的な行為であったという理屈をつけて刑死者を靖国神社に祀るために形式上必要な前提条件であった。

禁固刑を宣告された戦犯、戦犯裁判が1948年に終了したために法廷に立つことのなかった戦犯容疑者のたどった道もドイツとは大きく違っていた。日本では戦後初期にもその後も経歴が途切れた者はいなかった。これらの二種類の「加害者」のうち、有罪判決を受けた戦犯の例としては賀屋興宣が挙げられよう。東条内閣で大蔵大臣を務めた賀屋興宣は、東京裁判でA級戦犯として終身刑となったが、1955年に熱狂的な喝采と大きな注目を浴びて釈放されると政界に復帰してすぐに国会議員となり、与

党の保守派の周辺では最大の団体である遺族会の会長になった⁴⁵。戦犯容疑者の例としては岸信介があげられる。岸信介は満州の経済的搾取の主たる策定者の一人であり、戦時中に軍需省次官を務めた人物であるが、1950年代後半に首相となった。また、イギリスから戦犯として追及された辻政信は対中戦争で影響力をもった人物であるが、占領期の大半を中国で中国国民党の側に立って活動し、占領終了後にベストセラーを出して富と名声を得、最後はやはり国会議員となった。これらの例を見れば、日本では、軍国主義の戦争犯罪に加担したことが歴然としていても、公的に活動して(改めて)声望を得るための支障にはまったくならなかったことが分かる。もっとも、だからと言ってドイツと比較した場合にこれを完全に否定的に評価すべきであるともいえない。連邦共和国では、旧体制のエリートのみならず時として「一般の」支持者にとってさえ、新しい政治秩序に統合されるためには「沈黙を守る」必要があったが、日本では必ずしもそうではなかった。近年、ペトラ・ブッフホルツ (Petra Buchholz) が指摘したように、訴追を受ける恐れがなかったため、とくに1970年代以降の自分史運動のなかで多くは一般兵士の手になる回想録が出され、戦争や自らの犯罪への言及もみられるなど、日本では戦争犯罪の残虐性についてかなりの程度ありのままに記述することが可能になったのである⁴⁶。それにもかかわらずなぜ過去の問題をめぐる議論が活性化しなかったのかについては、まだ研究が進んでいない⁴⁷。

第Ⅲ節 説明要因

ドイツと日本における過去との取り組みのあり方の違いはどのように説明できるだろうか。上述の構造的な相違を説明するために、どのような要因と構造が挙げられるだろうか。第二次世界大戦における主たる侵略国であり、近隣諸国への侵略戦争で一般市民に対しても残虐に振舞い、民主的秩序から離れ、連合国に降伏して戦争終結直後に新しい裁判手続きによって過去と直面させられたという意味で、両国は明らかに構造的に共通する点をもつが、とりわけ三つの相違を抱えている⁴⁸。

1. 異なる過去

日独両国では、戦後社会が抱える過去がそれぞれ異なっていた。日本では1945年以前の時代に対して多くは「ファシズム」の語があてられるが、体制間の類似性を示唆することで相違を覆い隠してしまう面があることは否めない。ここでは両国の相違として、日本における第一次世界大戦の経験の不在、体制による犯罪の意味、自国の被害者という三点を取り上げ、略述してみたい。

歴史的経験はできごとの解釈に長期にわたって影響を与えるものだが、戦争と平和に関する第二次世界大戦以前の日独の歴史的経験を比較すると重大な相違があることが分かる。それは、ドイツは第一次世界大戦とその後の崩壊を経験したが、それにあたる経験が日本の近代にはないという点である。したがって日独両国では、1939年ないし1931年に戦争が始まってからの展開が違うだけでなく、それ以前の第一次世界大戦後のあり方がそもそも違うのである。1853年にアメリカ合衆国の艦隊が開国を迫るまで、日本はほぼ200年にわたって国内的にも対外的にも平和であった。その後、

日本では2度の短い内戦があったが、それも国内に甚大な被害を出すものではなかった。続く近隣諸国との対立は軍事的な大勝利に終わり、1904/05年の日露戦争のときにこそ多くの犠牲者を出したが、それも何年か後にヨーロッパ諸国の社会が経験するような大量の死者数に遠く及ぶものではなかった⁴⁹。第一次世界大戦でも日本は戦闘にほとんど加わることなく、ヨーロッパ諸国の対立から最大の利益を引き出した。歴史的経験のこのような違いは、第二次世界大戦中に大戦がどのように認識されたかのみならず、大戦終結後にその過去をどのように克服するかという戦略にも影響を与えた。日本では1945年以降、大戦期は「暗い谷間」だったと考えることができた。そこだけ歴史が誤った方向に進んでしまったが、その他の点では自国史は近代化と発展に彩られているという解釈である。それに対して、「背後からの一突き」という神話がヴァイマル共和国の安定を脅かしたドイツでは、そのような解釈はほとんど不可能であった。1945年にドイツが経験したのは敗北の上のさらなる敗北であり、1918年に第一次世界大戦を克服するために使われた戦略が再び持ち出されることはなかった。

第二に、ナチ・ドイツの犯罪はその本質(工場的かつ産業的な大量殺害の方法)においても、その抑圧・絶滅機構という点でも前例のない犯罪であった。米国では日本の方が敵としてはより残虐であったというイメージが長く残りはしたが、ドイツのこの特殊性がニュルンベルク裁判と東京裁判の判決にも明確に反映していることは、両国の政治指導者がともに人道に対する罪で告訴されながら有罪判決が出たのがニュルンベルク裁判だけだったことから分かる。近年、戦争に関連した日本の犯罪の例も国際的に議論されており、その残虐さや人権侵害が明らかになってはいるが、その大部分は結局は戦闘行為に含まれるものである⁵⁰。1932年以降に満州で行われた731部隊の人体実験は第三帝国の人体実験に類するものではあるが規模も小さく、当時の日本のイデオロギーとの関連でみても、ドイツの人体実験がナチの人種ドクトリンにおいてもっていたような重要性をもつものではなかった⁵¹。1930年代、40年代の日本の戦争遂行は第一次世界大戦期の東部戦線やかつての植民地戦争などで見られたものと多くの点で似通っている。これは1945年以降に日本のエリートが正当化のために使った議論ではあるが、ナチによる戦争との構造的な違いを明らかにするものではある。

また、日本の場合とは異なり、ドイツの犯罪が部分的とはいえず自国と自国民に対して行なわれたものであったことも看過できない。結果として、ドイツ社会の内部にはクルト・シューマッハー(Kurt Schumacher)にみられるように体制の被害者が多く存在し、なかには重要な地位につく者さえ出た。これは明らかに日本ではドイツほど見られなかった現象である。このことは同時に、社会のなかで犯罪がどれだけ知られるようになるかにも影響を及ぼした。犯罪がどれだけ知られていたかを把握するのは難しく、今日にいたるまで激しく議論されているが、ドイツでは大戦中からすでに知られていたと考えてよいと思われる。それに対して、多くの兵士が海外で行なわれた犯罪を目撃したと考えても、日本でもドイツと比較できるほどに犯罪が知られていたと無条件に言うことはできないであろう。さらに、1945年以降の過去との取り組みのダイナミズムについて考える上でそれ以上に重要なのは、1945年以降、収容所の集団見学、死亡した囚人の強制埋葬、写真、絵画、映画等を通じて犯罪が直ちに、かつ包括的にドイツ国民の知るところとなったことである⁵²。それに対して日本では、アメ

リカ占領政府は1945年12月という極めて短い期間に限って、とりわけラジオのルポルタージュシリーズ「真相はこうだ」を通じて戦争犯罪を知らしめようとした⁵³。ただ、このときに重点が置かれたのは欧米諸国との戦争であり、日本がアジアの大陸各国や、東南アジア諸島を侵略した際に主たる被害者となった人びとではなかった。1945年以降に日本で過去がテーマ化される際に広くみられた「アジアの不在」(吉田)は東京裁判自体にも表れている。加えて、生物戦の遂行計画、人体実験、戦争末期の生物兵器の投入などは日本の犯罪の重要な側面であったが、米国がその研究成果に関心をもっていたために極秘扱いとなった。つまり、従来の戦闘行為の経験を凌駕するような犯罪があったかどうか、自国内で犯罪が公然と行なわれたかどうか、国民がどの程度自国の体制による抑圧、テロ、犯罪の犠牲となったか、などの点において日本はドイツには及ばないのである。

第三に、戦争で被った自国の犠牲についても重大な相違がある。ここで注目すべきは被害者の数そのものではなく、どのようなかたちで自国民が犠牲になったかである。日本では、軍の死者のうち半数以上は戦場で出たものではなく、太平洋戦争での拙速な膨張と困難な兵站、人的損害をいとわない戦争遂行のために生じた餓死や、栄養不良による病死であった⁵⁴。戦地での兵士の餓死は、戦争が日本国民にもたらした「犠牲」と物的困窮の延長線上にある。1930年代初頭から民間人は大規模なプロパガンダによって戦争に動員され、犠牲と困窮に耐えるよう呼びかけられていた。そのこともあって、1945年以降、日本の社会は、戦争で苦しんだ国民という自己イメージをもち続けることになった。

日本軍が自ら多くの自国民を殺害した沖縄戦での15万人という膨大な犠牲者数をとりあえず除けば、本土の民間人の死者はほぼすべて米国による空襲の被害者であった⁵⁵。しかも原子爆弾という過激な新技術の犠牲になったのが日本だけであったという事実は、当初から重大な意味をもった。1942年以降、ドイツでも住民はしらみつぶしの絨毯爆撃による被害を受けたが、最も激しい攻撃でさえも原爆のもつ破壊力と象徴性に及ぶものではなかった。たとえばドレスデンでは1945年2月に3万～3万5000人が死亡したが、広島と長崎の死者は何十万人にもものぼる⁵⁶。それに加えて1945年3月9日から10日にかけての東京大空襲では、通常爆撃ではあったが一度に10万人近い人びとが死亡し、100万人が焼け出された⁵⁷。ドイツの空襲被害者をすべて合わせればこの数になるが、1つの都市、1回の攻撃でこれほどの被害者を出したことはなかった。

日本は戦争の「犠牲者」だという自己イメージが社会のなかで成立し、広まっていく上で、広島が世界的に破壊と苦しみの象徴となったことの意味は過小評価できない⁵⁸。そのなかで、自分たちの苦しみの原因は完全に、通念的な意味での戦争にあると考えられ、開戦責任や日本の犯罪の犠牲者に対する責任など、自国の政治体制の瑕疵となるような問題が広く一般に提起されることはほとんどなかった。

それに対してドイツでは、民間人の状況は終戦にいたるまで日本よりもはるかによかった。(空襲を除けば)住民の大部分の生活条件がひどく悪化したのは終戦前の数ヶ月だけであり、ドイツ人の印象では、戦争よりも戦後の崩壊の方がはるかに深刻であった⁵⁹。とりわけ東部戦線での兵士の苦しみが話題になり、記憶にとどめられた

のは確かだが、それでもドイツ兵の大多数はまぎれもなく戦闘行為のなかで命を落とした⁶⁰。また、連邦共和国で一般にドイツの犠牲が取り上げられるとすれば追放と東部領喪失が主であったが、これは戦争とは切り離して語られることの多いテーマであった。しかし何と言っても、連邦共和国の記憶のなかで犠牲者としての自己イメージが貫徹しえなかったのは、戦争と犯罪に対してドイツ人が加害者として責任を負うことが初めから明かであったためである。責任の範囲をヒトラーと「ナチの犯罪者たち」に局限することで自らを免罪したにせよ、加害と責任は明示的に認められていた。経験した苦難と行われた犯罪の規模を考えれば、日本のように1945年以前に起こったことを通念的に理解される戦争に還元するのは不可能であり、政治体制の責任を考えることは避けようもなかった。

2. 外交上の条件の相違

外交上の条件の相違もまた、両国において過去との取り組みが異なる展開を見せた原因であったと考えなければならない。多くの研究で指摘されているように、外交上の条件に関する長期にわたる重要な違いは、四カ国に占領されたドイツは冷戦の影響を直接に受けたが、日本を占領したのは米国だけであり、それも1952年にサンフランシスコ条約が発効し、主権が回復するまでのことにすぎなかったという点である。加えて、米国が果たした役割もドイツと日本では異なっていた。日本では米国が唯一の占領国であった。それに対してドイツでは連合四カ国が緊張をはらみつつも合同で動かなければならなかったことはもちろんだが、長期的に多大な影響を及ぼしたのは別の点である。つまり、中国の国共内戦での共産党の勝利と朝鮮戦争によって、共産主義世界に対して米国の重要な同盟国となりうる国が東アジアでは日本しかなく、それがすぐにも明らかになった⁶¹。米国は、過去をめぐる日本の取り組みに干渉しようという考えをそもそももたなかったが、世界戦略上の日本の位置が変化するとその考えはますます弱まった。逆に、敵対する陣営と直接に国境を接していたのが連邦共和国とはいえ、ヨーロッパでは米国は同盟候補国には事欠かなかった⁶²。さらに、米国が内政に干渉しようとしたことも見逃ごせない。連邦共和国の戦後史を振り返れば、たとえばイギリスやフランスは米国と比較すれば、旧ナチと距離をとるかどうかに関してはおおむね「見張り」としての役割に徹したと言える⁶³。

近隣諸国との政治的関係もまた異なっており、過去との取り組みに長期的な影響を及ぼした。ドイツは1945年以降、すぐにヨーロッパの近隣諸国と広範な関係を築くことになった。そのため、他のヨーロッパ諸国の期待に沿うようなかたちでナチの過去と相対することを求める大きな圧力が当初から存在した。単純化して言えば、連邦共和国が伝統を無批判に維持することは外交上の配慮からも不可能だった。1959～60年にかけて、ユダヤ人墓地などにハーケンクロイツ（鉤十字）の落書きがされた事件はおそらくよく知られていると思われるが、この事件は連邦共和国の国内だけでなく国際的にも注目を集め、ドイツ人がナチの過去からいかに距離をとり、そうした行為に対抗しようとする動きが国家や世論の側からいかに明確に見られているかに関する試金石として受け止められた⁶⁴。

戦後ドイツ史のなかで、ナチの過去から距離をとろうとする際に近隣諸国からの圧力が長期にわたって作用したことはあまり評価されてこなかった。近隣諸国の圧力には、たとえばドイツ＝フランス間のような圧力があつた。連邦共和国の側が積極的にナチの過去から距離をとろうとしなければ、接近も平常化も継続しなかつたであろうが、それでも、それは好意にもとづく圧力であつた。また、たとえばポーランドや、極端な例としては東ドイツのように責任を追及するような圧力もあつた。近隣諸国との緊密な関係は、政治的に意味をもっていただけではなかつた。近隣諸国から根本的な抵抗を受けることのないような過去政策をとらなかつたならば、1950年代半ば以来成立しはじめたヨーロッパ統合に加わることを連邦共和国はおそらく許されなかつたであろう。しかし連邦共和国の政治エリートには、経済的な上昇のためには統合が必須であると分かつていた。

こうして考えると、連邦共和国の内政状況についてレプシウスが展開した議論は外交上の状況にも適用できよう。連合国による統制と、早期からヨーロッパ統合が目標とされるなかで生まれた近隣諸国との緊密な関係のなかで連邦共和国との関係が強まれば強まるほど、ナチの過去はヨーロッパの一部となり、近隣諸国はこの過去との取り組みを注視するようになった。連邦共和国の政治エリートはこのことを自覚していた。たとえばアーデナウアーの側近の一人であつたヘルベルト・ブランケンホルン(Herbert Blankenhorn)は、1949年に首相府で行われた外交上の長期的計画に関する協議の結論として、「連邦政府と連邦議会が自発的な行動によって過去から距離をとり、十分な金銭的補償を通じてかの精神的、物質的苦しみを軽減するとともにすべてを失つた人びとの生活再建を支援することによってのみ、新生ドイツは世界で信頼、声望、信用を回復しうるだろう」と書いている⁶⁵。戦後初期には、政治的に責任ある立場の者が罪を告白することはまずなかつた⁶⁶。しかしその代わりに、たとえばイスラエルとの補償協定の協議中、1951年にアーデナウアーが連邦議会で述べたように、「ドイツの名において」行われた「言語を絶する犯罪」に対して現在においても未来においても「道義的、金銭的な補償をする義務がある」ことが公に確認された⁶⁷。したがって後から振り返って、公的な罪の告白がなかつたことのみを取り上げて断罪するのは単純に過ぎる。ブランケンホルンのメモからも分かるように、当時の人びとも公に罪を告白し、それを政治的に行動に移すことが諸外国から受け入れられる条件であると十分に認識していたのである。倫理の問題を金銭的な問題にしたことで、過去を政治的に扱うことがかなりの程度可能になった。経済的な取り決めは倫理的な問いに答えるものではないにせよ、それは国どうしが政治的に接近するための基礎にはなつた⁶⁸。

それに対して日本は、かつての敵国である近隣諸国と政治的、経済的に協力する必要性はるかに少なかつた。米国の当初の計画とは異なり、経済関係は東アジア地域ではなく、米国、次いでヨーロッパとのあいだで生じた⁶⁹。忘れてはならないのは、日本は島国であり、連邦共和国と比べて近隣諸国との接触はるかに少なかつたことである。占領初期には輸送手段の大幅な不足と渡航制限のためにその傾向がよりはっきりと現れた。またこの時期、近隣諸国は政治的には脱植民地化の帰結と取り組んでいる最中であり、それは内戦(朝鮮、中国)や旧宗主国との戦争(ヴェトナム)になるこ

とも珍しくなかった。政治的に弱体であり、日本の経済支援と米国の政治的支援に頼っている国もあった。

日本は、アジアの近隣諸国に比べて経済力が優っていたため、長らく近隣諸国からの圧力を受けることがなかった。過去政策において日本はこの状況をためらいなく利用した。1951年のサンフランシスコ条約に続く1950年代以降の日本と近隣諸国のあいだの諸条約、諸協定および最後に1972年に出された日中共同声明は、経済力に乏しい近隣諸国の経済的な利害状況を強く反映しており、倫理の問題と政治的責任にはほとんど触れられていない⁷⁰。そこで支払われた額もドイツの場合と比べるとはるかに少なかった。日本はこれらの諸条約、諸協定で、支払いはほぼ完全に経済援助のかたちをとり、その上で相手国の国民からの日本に対する個々の補償請求権はもはや存在しないものとみなすという要求を通した。日本政府はそれ以降、この法的取り決めによって戦争にまつわる経済的な問題は決着済みとの立場をとり、1990年代にいたるまで日本の侵略による被害者への補償支払いを拒否してきた。この問題に変化が生じはじめたのは、国際的にも注目を集めた「慰安婦」をめぐる議論以降のことである⁷¹。

反対に、近隣諸国のなかには、日本を批判するかたちで過去を問題化することに政治的関心をもたない国もあった。たとえば蒋介石指導下の国民政府は、すでに1945年8月に中国国民に対するラジオ放送で、「怨みに報いるに徳をもってせよ」と述べた⁷²。国民党は、これによって中国に残留していた日本軍の支援を得ようとしたのである。この考え方は、東京裁判での中国代表の行動にも表れていた。蒋介石は天皇が廃位された場合に日本で共産主義革命が起こることを何よりも恐れていたからであった⁷³。

日独両国の比較から明らかになるのは、連邦共和国が自国の過去から距離をとらざるをえなかったことには、外交情勢、とりわけ進展するヨーロッパ統合の枠内で生じた近隣諸国との緊密な関係も大きく影響していたということである。それに対して日本では、外から制裁を加えられることがなかったために、国政上の連続性を維持するという戦略をとることができた。日本を取り巻く東アジアの外交情勢のなかでこの状況は何十年にもわたって続き、変化が見られるようになったのは1980年に入ってからのものであった。それ以来、日本の守旧的な方向性は外圧にさらされている。

3. 文化的な解釈枠組みの違い

レブシウスが提唱したような記憶のダイナミズムに関する機能的な描き方にはある決定的な要素が欠けている。それは、行動が変化する際にどのような文化的な要因が作用するかという点である。過去との取り組みに関する文献はこの間に数多く出されたが、この問題はこれまでほとんど扱われてこなかった⁷⁴。そのためここでは試みに、日独双方の社会が抱える文化的な要因を顧慮することでどのような説明ができるかを明らかにしてみたい。その際、宗教と世代という二つの要因を取り上げることとする。

距離をとることは、キリスト教の伝統的な意味内容においては、罪ある行いや罪人と交わる方法のひとつである。キリスト教的な考えからすると、罪(Schuld)を告白すること、自ら責任をとるべき己の罪ある行動を認めることは、罪ある行いを改め、

その行為から距離をとるための必須の条件である⁷⁵。また、キリスト教の理解では、原罪(Sünde)と罪は人間の自由のための不可欠の「前提」である。人間はどのような者となるかを決する自由を有するが、そこには過ちや失敗の可能性も含まれるという意味で、キリスト教の原罪の教えは自由の教えの核心をなす。つまり、人間の自由と罪は互いに分かちがたく結びついているのである。人間の自由を制約し、その行動に境界を設けることになるため、罪そのものを防ぐことに重きはおかれぬ。人間の自由はむしろ、罪ある行いができることにこそある。しかしこれは自由放任の倫理学につながるものではなく、罪は自己理解と結びつけられ、外的な行動と内的な思念が互いに関連づけられる。このように見たとき、罪という概念は、主体形成を進める上で中心的な要素であることが分かる⁷⁶。内的変化のための決定的な条件を生むダイナミズムは、罪と向き合うことのなかにあるからである。その際、行われた行為は忘れ去られることもなければ止揚されることもなく現存しつづけ、内的な反省(Läuterung)によってのみ埋め合わされることになる⁷⁷。

たとえば1945年10月のシュトゥットガルトの罪の告白の理念的な前提になっていたのも、罪に関するこのような理解であった。教会は、罪の告白がなされた場合にのみ援助の手を差し伸べようという圧力を加えたが、これは国の違いによるものではなかった。諸外国の教会の要求も、罪の告白をいとわないドイツのプロテスタント教会の態度も、このキリスト教特有の罪概念に基づいていた⁷⁸。そこでは、罪の告白は新たな出発への期待や希望と結びついていた。シュトゥットガルトの罪の告白では、短い文面のなかで「新たな出発」が3度もアピールされている。望まれた新たな出発は、己の罪の「告白」(Bekentnis)(シュトゥットガルトの罪の告白の場合には己の罪の告発とも結びついていた)と「浄化」(Reinigung)があつてこそ可能になる。罪を告白することは、罪ある行いを想起することである。罪ある行いは沈黙されても忘れられてもならず、変わるための前提として明るみに出されなければならない。こうして、浄化は距離をとることを可能にし、新たな通常性のなかで生き続けるための実質的な前提となるのである。

個人的な反省の条件としての罪の告白と浄化は、宗教関係者のテキストのなかにも明示的に見られるだけではない。カール・ヤスパースの『責罪論』も最後に「清めの道」について述べているが、ここにもキリスト教的な思想の影響が見られる。ヤスパースは外的な次元、つまり行動を通じた「償い」について論じる一方で、しかしそれは「清めの意味をもつ変革の結果」としてのみ十全に意味をもつとしている。そして、清めとは「内的な過程」であるという。ヤスパースは内面的な変革を新たな秩序の前提として描いた。「魂の清めがなければ、政治的な自由はない⁷⁹。」戦後初期の議論をみると、論じられている「罪」には様々な種類があることが分かる。しかし、キリスト教の宗教的な議論であれ、世俗の倫理観に基づく議論であれ、(神の前で、もしくは己の良心に照らして)罪ある行いを告白することが内面を変革し、罪ある行いから距離をとるための条件として描かれていることに変わりはない。

とはいえ、連邦共和国で時の経過とともにナチズムから厳として距離がとられるようになったのはキリスト教的な価値観が失われずに続いたためであると言うことはできない。キリスト教的、啓蒙主義的な思想的背景なしには考えられないような解釈

枠組みが、ドイツで過去がテーマ化される際にどれほどの影響力をもったかについてはさらに検討する必要がある。これは過去政策についてだけ言えることではない。己の罪ある行動を認め、内的に反省する必要があるという発想は、通常の刑罰における社会復帰のモデルにも見られる。いずれにせよ、近年、旧世代のごまかしの過去政策と革命的な新世代を対照させる議論をよく見かけるが、そのようなアプローチは事柄を明らかにするよりも、むしろ分からなくしてしまうであろう⁸⁰。

ところで、「罪」という概念は日本ではどのような意味をもち、過去がテーマ化される際にどのような役割を果たしたのだろうか。罪の理解は、神道の文脈でも日本仏教の文脈でも、キリスト教的な罪概念とは大きく異なる。神道では、罪は本質的には祭儀的な不浄の状態(穢れ)として理解され、死や病などによって生じる。自然災害もまた罪という概念に含まれる⁸¹。重要なのは、この考え方からすると罪は常に外的なものだという点である。個の不浄が共同体に害をなすことを避けるためには、罪を清めること(祓い)が必要であり、人は様々な清めの儀礼(水や塩によるもの、とりわけ精進)によって清められる。キリスト教的な文脈での内面性や内的な変革は神道にはない。仏教においても、個々の人間の罪という概念はキリスト教ほどには発達しておらず、原罪(神の掟に背くこと)という概念は存在しない。罪はむしろ個人をはるかに超越した現象であり、強いて言えば悪いカルマ(業)によって引き起こされる⁸²。ここで重要なのは、ほぼ常に、救いは(その業によって)罪を犯した人間に心をかける仏陀の慈悲として理解されるということである。悔い改め(Reue)と懺悔(Buße)は概念としては確かに存在するが、それは過去の過ちを認めること、もしくは世界の悪さを認識することにとどまっている。

仏教の「懺悔」という概念が戦後すぐ(1940年代末まで)に人口に膾炙したにもかかわらず、戦争犯罪と関連づけられることもなく、自国の歴史を持続的に問い直すことにもつながらなかった理由はこれによって説明がつく。懺悔という概念は、たとえば、いわゆる一億総懺悔論の核心であった。総懺悔とは、1945年8月、当時の首相東久邇宮稔彦が敗戦直後に日本再建の前提条件として国民に求めたものである⁸³。東久邇宮によれば、日本の国民が懺悔すべきは、日本の戦争犯罪ではなく敗戦であった。純文学、哲学的な時代省察、映画でも懺悔と転換が求められていたが、それは具体的な行動の要求とは結びついていなかった。遅くとも1940年代末には、この概念は過去に関する日本の議論からは完全に姿を消してしまう。その後、罪に代わって主として用いられるようになったのは、中立的な概念である「責任」であったが、これは責任の所在や管轄を表す言葉であった。また、懺悔に代わっては「反省」という言葉が主として使われるようになり、これは過去に起こった事柄に対する自己省察という内面的な方向性をもつものではあったが、やはり比較的の中立的な意味内容をもっている⁸⁴。こうした言葉の変化をみると、重要だったのは変化する(1945年以前の行為者とは違おうと証明すること)ではなく、せいぜいのところ過去を忘れないという表明だったことが分かる。

戦没者との関わり方も日本とドイツでは大きな違いがある。日本では、「顕彰」と「追悼」は戦没者との関わり方のある一つの側面にすぎない。靖国神社の例はこのことを明確に示している。それというのも、クラウス・アントーニによれば、靖国神社は「横

死」した兵士の魂を鎮め、無害にすることを使命の一つとしているという⁸⁵。ここから分かるのは何だろう。東アジア、南アジアの他の諸国と同様に、日本にも「横死」という考え方がある。そこには、戦場で没した兵士のように自然死でない、早すぎる死を迎えた者は安らぐことなくあちこちを彷徨う悪霊となり、早すぎた死の「復讐」をしようとするという発想がある。そこから生じる「家族としての国家への脅威」(アントーニ)を避けるため、その魂は鎮められなければならない。鎮魂してはじめて国には平和な未来が拓けるのであり、靖国という名は文字通り国を靖んずるという意味をもつ。したがって、靖国神社に祀られている神格化された英霊には二つの面がある。英霊は国を守るために尽くす「護国の神」であるが、鎮魂されなければ国を脅かす怨念ともなりうるのである。どちらの場合であっても、戦没者を靖国神社で顕彰することは、日本の国家の指導層にとって宗教的に重要であった。これは、政治的、宗教的に保守的な人びとのあいだで靖国神社が今でも大きな意味をもつ理由のひとつである。

戦犯をめぐる記憶のあり方の違いを説明する際には、祖先崇拜という、キリスト教文化とは著しく異なる日本での死者との関わり方をも考慮しなければならない⁸⁶。様々な仏教宗派、神道、民間信仰など、日本に存在する様々な信仰に詳しく立ち入ることはここではできないが、日本では此岸と彼岸の結びつきがはるかに強いことは確認しておきたい。人は死ぬとその係累から(神道や民間信仰では)「御霊」、(仏教では)「仏」として想起され、(33年、49年、50年など)一定の時がたつと共同体の守り神の列に加えられ、神として祀られる⁸⁷。これは、生前の行いや功績とはほとんど関係がない。キリスト教と比較すればその違いは明らかだが、罪の問題は此岸を経て死後の世界に持ち込まれ、記憶されるのではなく、祖先崇拜のなかでうやむやになってしまう。逆に、靖国神社の関連で触れたように、「横死」が共同体に長期にわたる悪影響を及ぼすことがないように、早世した場合に限っては特別な扱いをする。しかし、どちらの場合であれ、祖先やその行いから距離をとることは考えられていない。むしろ、祖先信仰が要求するのは、親の世代の過去から決して距離をとらないことである⁸⁸。

それとは対照的に、キリスト教では最後の審判という比較的古くからある形象により、そこでの決定は神の手にゆだねられているとはいえ、断絶が可能になる。自己テーマ化と主体形成の過程において、罪と懺悔は現世では意味をもつが、神の決定は人智の及ぶところではないという不確実性をうまく利用し、内的に距離をとるという行動様式を可能にしたことが、キリスト教の影響を受けた西欧世界の特徴といえよう。

日本における祖先崇拜は今なお重要な役割を果たしているが、このことはさらに、ドイツで影響力をもっている過去からのいまひとつの距離のとり方が日本には存在しないことを示している。それは世代の断絶である。近代の直線的な時間概念からすると、根本的な断絶のあり方にはそれほど種類はない。物事は長期的な時間軸の上に位置づけられ、他の事象の連りのなかに埋め込まれるか、時代を画する区切りとなるかどちらかである。典型的な例は西暦(紀元前/紀元後)そのものであろうが、時代区分はすべてこの種の区切りによっている。

1945年以降のナチズムから民主主義的秩序への移行は、現代ドイツの歴史意識において最も重要な区切りと考えてよい。ナチズムが人類文明の道義的、倫理的規範からの根本的な断絶を体現するものであるからこそ、ナチズムは歴史的伝統における

断絶として解釈される。しかし、ドイツにおける記憶の特徴として、この間に、ナショナルな過去の連続性が、世代としてナチズムから断絶し、距離をとることと重なりあうようになっている。

このことは、たとえば、2005年5月にベルリンで竣工した「殺害されたヨーロッパユダヤ人のための記念碑」からも明らかである。10年以上かけて議論が繰り返された後、計画されていた記念碑は連邦議会の決議により、国の政策として受け入れられた。連邦議会の多数派は「われわれは、記念碑によって殺害された犠牲者を顕彰し、ドイツ史上の想像を絶するできごとの記憶を保つとともに、人権を蹂躪することがないように、民主主義的法治国家を常に守るように、法の前の人間の平等を守るように、独裁と暴力支配に抵抗するようにと、この後の世代の人びとに警告するものである」と決議した⁸⁹。

連邦議会の多数派はここで「われわれ」として自己規定しているが、これは明らかにナショナルな意味での「われわれ」ではなく、世代的な意味での「われわれ」である。ナチズムに関わった世代の子どもたちが「この後の世代に」警告し、自分たちの歴史解釈を託そうとしているのである。それによって彼らはナショナルな直線的つながりからも世代の連続からも解き放たれ、新たな出発の礎の世代となる。この世代としての新出発は、「犠牲者と強制的に自己同一化し、教条的に単一性を前提とすること」(Ulrike Jureit)と結びついている⁹⁰。世代として自己規定し⁹¹、後から生まれた者として距離をとることによって、ナショナルな帰属からも、自国史上の重大事件の拘束からも解き放たれて自己のアイデンティティを構築することができるのである。

それに対して日本では、「世代」という概念は個人の自己規定においては明らかにそこまでの役割を果たしていない⁹²。もちろん、日本の社会でもとりわけ戦後は世代ごとの特徴がますます明確化しているが、世代間衝突の規模や頻度はドイツとは比較にならない。世代ごとの行動様式の違いも明らかにドイツよりも小さい。誇張になるが、日本人の大多数は成人後(実際には就職後)は親世代と同じように行動する⁹³。親世代からの逸脱—経験的にドイツよりも明らかに少ない—の現れ方も違う。つまり、旧世代の規範や価値観からどちらかと言えば個人的に逸脱するのである。「世代」全体として旧世代の規範や価値観に疑問を呈そうとする試みは、「新世代」の日本人として親世代から距離をとろうとする発想と同じように、日本ではあまり見られない。「新しい社会」を築こうとする有力なイメージもまた、日本では存在してこなかった。日本でも60年代といえは激しい社会的抗議で知られるが、これも世代という枠組みに沿ったものではなかった。そのように考えると、今日でも力をもっている祖先崇拜の発想と結びつきながら、社会的な解釈枠組みとして世代というものが機能していないという事実は、日本において親や祖父母の世代の過去から距離をとろうとする欲求がなぜ過去と取り組む際の方法としてとられなかったかについての説明になるのである。

距離をとることと連続することは、過去と取り組む際の異なる二つの道である。ナショナルな過去との取り組みにおける違いを1945年以降の両国の社会的展開を説

明するために拙速に利用することには注意しなければならない。それというのも、連邦共和国も日本も戦争終結後の何十年かのあいだに安定した民主主義と、政治的に明らかに西側に強く統合された国家を築き上げたからである。異なる方法で戦争を克服する過程で、過去との取り組みにどのような意味が与えられたのかという議論は、両国を比較しつつ考えることにより、新たな問いを投げかけるものとなろう。

しかし、ある支配的な過去の解釈があり、それが避けられない過去の「歴史化」をそれぞれに妨げたという点でも両国の社会は共通している。複雑で矛盾に満ちた過去は単純化され、公的な記憶の空間のなかで実体験は霞んでしまった。このことは、なぜ過去の解釈に関する議論が両国の社会において相変わらず極めて摩擦を引き起こしやすく、日本の場合には(今だに)東アジアの近隣諸国とのあいだに緊張をもたらすのかを説明するものであろう。

- 1 「道」という概念は経済学で使われ始め、現在では歴史学でも用いられるようになりつつある。ここでは、個々の要素をばらばらに比較するのではなく、両国の社会での過去との取り組みにおける異なる二つの基本的枠組みを描き出すためにこの概念を用いる。
- 2 Karl-Heinz Bohrer, *Erinnerungslosigkeit*, In: Ders.: *Ekstasen der Zeit*, München 2003, S. 10-29.
- 3 Broszat, Martin: *Plädoyer für eine Historisierung des Nationalsozialismus* (1985), In: Ders.: *Nach Hitler*, München 1988, S. 266-81, hier S. 269; Lübke, Hermann: *Der Nationalsozialismus im politischen Bewußtsein der Gegenwart*, In: Broszat, Martin (Hg.): *Deutschlands Weg in die Diktatur*, Berlin 1983, S. 329-49.
- 4 Broszat: *Plädoyer*, S. 276, 268.
- 5 イアン・ブルマ(*Erbschaft der Schuld. Vergangenheitsbewältigung in Deutschland und Japan*, München 1994)によれば、近年、日独の過去との取り組みを比較した下記の2冊の研究書が出版された。Cornelissen, Christoph / Klinkhammer, Lutz / Schwenker, Wolfgang (Hg.): *Erinnerungskulturen. Deutschland, Italien und Japan seit 1945*, Frankfurt 2003; Kittel, Manfred: *Nach Nürnberg und Tokio. „Vergangenheitsbewältigung“ in Japan und Westdeutschland 1945 bis 1968*, München 2004.ブルマは現象を記述するという方法をとっている。*Erinnerungskulturen*は日独それぞれに関する個別研究を集めたものであり、比較は行なわれていない。キッテルは過去政策上のダイナミズムにおける相違点を十章に分けて体系的に描き出している。個々の側面について指摘されている相違の多くは賛同できるが、精神面での相違を詳細に強調しつつ違いを「説明」(12頁)しようとするその方法については、今後、検討の余地がある。
- 6 特徴的なのは、近年、過去の解釈をめぐるで両国で対照的な変化が見られることである。ドイツでは数年来、追放や空襲などドイツ人の被害が左派のあいだでも新たに議論になっている。一方、日本では1990年代以降、「慰安婦」、細菌兵器研究の犠牲者、強制連行など日本軍の犯罪と近隣諸国の犠牲者が公的な空間でも記念され、過去のこうした側面とどう取り組むかが批判的に議論されている。
- 7 ヘルマン・リュッベはこの解釈をさらに発展させ、規範的に距離をとりつつ過去について沈黙することが民主主義的な新秩序が成功する際の機能的な前提となっていたと述べた。Lübke, *Nationalsozialismus im politischen Bewußtsein*. 連邦共和国での議論は現在も、リュッベの言う機能主義的な説明と、旧ナチの統合がどれほどの規模で行なわれたかを暴露することの緊張関係のなかにある。この点についてはたとえば、Frei, Norbert: *Hitlers Eliten nach 1945*, München 2004 参照。
- 8 このことは東ドイツにもあてはまる。「重要な歴史的事件 (Bezugsereignis)」はレプシウスの概念として議論に取り入れられた。Lepsius, Rainer M.: *Das Erbe des Nationalsozialismus und die politische Kultur der Nachfolgestaaten des „Großdeutschen Reiches“* (1990), In: Ders.: *Demokratie in Deutschland*, Göttingen 1993, S. 229-245, hier S. 229f.

- 9 Allemann, Fritz René: Bonn ist nicht Weimar, Köln 1956. スイスのジャーナリストであるアレマンはこの本によって1950～60年代に最も好まれた自己理解を作り上げた。別の事例としては、初期の現代史研究所のひとつである「議会主義ならびに政治政党史委員会」(1951年設立)が挙げられよう。ここでの研究の重点は、ヴァイマル共和国そのものでもナチ以前の民主主義でもなく、ドイツ初の民主主義が「失敗」したことにあった。
- 10 Hettling, Manfred: Die Jagd nach dem demokratischen Anfang. Rückblick auf das Jubiläumsjahr zu 1848, In: GWU 51 (2000), S. 302-12 参照。
- 11 Adenauer, Konrad: „Die Demokratie ist für uns eine Weltanschauung ...“. Grundsatzrede im Nordwestdeutschen Rundfunk über das Programm der CDU, 6. März 1946, in: Ders.: „Die Demokratie ist für uns eine Weltanschauung ...“. Reden und Gespräche 1946-1967, Köln 1998, S. 1-9; Ders.: Regierungserklärung, In: Deutscher Bundestag, Stenographische Protokolle, 20.9.1949, S. 22-30.
- 12 国体という極めて曖昧な概念は、1945年以前の日本における国家イデオロギーの中心概念であった。国体イデオロギーは19世紀に形成され、その中核には皇統が神統に連なること、儒教的な価値(とりわけ忠節と孝順)の強調、家族国家モデルがある。これらの中核的要素はしばしば他国に対する日本の優越性の証左として引証された。国体イデオロギーとその歴史的發展については、Antoni, Klaus: Shintō und die Konzeption des japanischen Nationalwesens (Kokutai): Der religiöse Traditionalismus in Neuzeit und Moderne Japans, Leiden 1998; Ders.: Kokutai - Das ‚Nationalwesen‘ als japanische Utopie. In: Ders. (Hg.): Der himmlische Herrscher und sein Staat. Essays zur Stellung des Tennō im modernen Japan. München 1991, S. 31-59を参照。また、「終戦の詔書」は、歴史学研究会(編)『日本史料』第5巻(現代)(岩波書店1997)148-149頁に掲載されている。
- 13 米国の占領政策、とくに天皇と憲法をめぐる戦時中および占領初期の計画については、Ward, Robert E.: Presurrender Planning: Treatment of the Emperor and Constitutional Changes, In: Ders. / Sakamoto, Yoshikazu (Hg.): Democratizing Japan. The Allied Occupation, Honolulu 1987, S. 1-41 参照。
- 14 昭和天皇の退位をめぐる日本国内の論争については、吉田裕『日本人の戦争観—戦後史のなかの変容』(岩波書店2005)46-54頁参照。
- 15 1946年3月6日にマッカーサーは「余が全面的に承認した新しき且つ啓蒙的なる憲法を日本国民に提示せんとする天皇並びに日本政府の決定に[...] 深き満足を表するものである」と述べた。Ruoff, Kenneth J.: The People's Emperor. Democracy and Japanese Monarchy 1945-1995, Cambridge (Mass.) 2001, S. 6より引用。
- 16 明治憲法第73条
- 17 Dower, John W.: Embracing Defeat. Japan in the Wake of World War II, New York 1999, S. 401ff.
- 18 衆議院憲法改正小委員会の最終報告ではこの問題について「改正憲法の第一章は、万世一系の天皇が国民至高の総意に基き、天壤と共に永劫より永劫にわたり国民を統合する君主としての地位を確保せらるることを明記したものであります。かくて天皇は国民の中にありながら、自ら実際政治の外に立ち、しかも国民生活の中心、精神的指導力としての權威を保有せられる厳然たる事実を確認し得たことは、委員の絶対多数が最大の歓喜をもって迎えた所であります。」と書かれている。Dower: Embracing Defeat, S. 390より引用。万世一系の天皇統治への言及は、明治憲法(第1条)、ひいては1925年以降に日本の法廷で行なわれたような公的な国体理解、つまり国体イデオロギーの中核的要素のひとつを直接に想起させるものであった。
- 19 1946年11月に政府が出したパンフレット『新しい憲法のはなし』は、Hall, Robert King (Hg.): Kokutai no Hongi. Cardinal Principles of the National Entity of Japan, Cambridge (Mass.) 1949, S. 198-200に抜粋が掲載されている。
- 20 Vgl. Ruoff: People's Emperor, S. 44-51.
- 21 東久邇宮稔彦「全国民総懺悔」歴史学研究会(編)、前掲書、200頁参照。
- 22 吉田『日本人の戦争観』26頁～。
- 23 だまされたという意識は戦後の連邦共和国の社会にも広く見られた。しかしそれはナチズムの信頼を失墜させることはあっても、軍隊に向けられることはなかった。
- 24 左翼の平和運動も明らかにこれを平和活動の基盤とした。Dower: Embracing Defeat, S. 504 参照。

- 25 「終戦の詔書」歴史学研究会(編)、前掲書、148-149頁参照。
- 26 憲法受け入れと第9条については、Dower: Embracing Defeat, S. 394-398参照。しかし政府は、憲法について国会で議論していた最中からすでに自衛権は第9条に抵触しないとの見解を表明し、これが再軍備と「自衛隊」創設の法的基盤となった。
- 27 Orr, James J.: The Victim as Hero. Ideologies of Peace and National Identity in Postwar Japan, Honolulu 2001参照。
- 28 Dower: Embracing Defeat, S. 493fより引用。
- 29 日独を比較しつつ概略を記述したものととして Kittel: Nach Nürnberg, S. 55-68.
- 30 戦争犯罪との法的取り組みについては、Marxen, Klaus / Miyazawa Kōichi / Werle, Gerhard (Hg.): Der Umgang mit Kriegs- und Besatzungsrecht in Japan und Deutschland, Berlin 2001参照。
- 31 1998年までに西ドイツの法廷は106,496名に対して捜査ならびに予備捜査を行ない、6,495名に判決が下された。14名に対して死刑(基本法施行前)、150名に対して無期懲役が宣告された。有罪者の大多数は10年以下の懲役に処せられた。Miquel, Marc von: Ahnden oder amnestieren? Westdeutsche Justiz und Vergangenheitspolitik in den sechziger Jahren, Göttingen 2004, S. 7; Rüter /de Mildt: Strafverfahren, S. IX; Oppitz: Strafverfahren, S. 75ff.
- 32 メディアは「残虐非道を証言する証人」(FAZ 19.6.1958, S. 5)、「感情をもたない人間」(Frankfurter Rundschau 30.6.1958, S. 3)などの見出しで報道した。van Dam, Hans G. / Giordano, Ralph (Hg.): KZ-Verbrechen vor Deutschen Gerichten. Dokumente aus den Prozessen gegen Sommer (KZ Buchenwald); Sorge, Schubert (KZ Sachsenhausen); Unkelbach (Ghetto in Czenstochau), Frankfurt 1962等所収の史料も参照のこと。
- 33 Miquel: Ahnden, S. 146.
- 34 プロシャートは Siegerjustiz oder strafrechtliche Selbstreinigung. Aspekte der Vergangenheitsbewältigung der deutschen Justiz während der Besatzungszeit 1945-1949, In: VfZ 29 (1981), S. 477-543のなかで早くからこのことを指摘していた。
- 35 „Auf der Suche nach Wahrheit und Gerechtigkeit“, In: Schwäbische Donau-Zeitung 29.4.1958, S. 9 (Zit. nach Miquel: Ahnden, S. 156).
- 36 強制収容所では、医者の検診と見せかけて背後からうなじに向けて発砲し、殺害するという方法をとることがあった。「うなじへの発砲の名手」とは、この方法での殺害の担当者であったとの意。
- 37 Nannen, Henri: Liebe Leser, In: Stern, Nr. 46 (1958), S. 3f.
- 38 ここでは犯罪者は比較的狭義(謀殺)にとらえられていた。加害者の厳しい追及が重要だったというよりは、「ナチの犯罪者」を処罰しているという自己像を社会が描けるようになるという意味で裁判はむしろ象徴的な機能を果たしていたと思われる。捜査件数と判決については Ruckerl, Adalbert: Die Strafverfolgung von NS-Verbrechen 1945-1978, Karlsruhe 1979参照。
- 39 吉田裕「日本人の戦争観」45頁、表4参照。日本の世論における裁判の受け止め方については粟屋憲太郎「東京裁判に見る戦後処理」粟屋憲太郎ほか『戦争責任・戦後責任—ドイツと日本はどう違うか』(朝日新聞社1994)73-122頁、とくに107-122頁に詳しい記述がある。
- 40 粟屋憲太郎『東京裁判論』(大月書店1989)160-162頁所収「民心ヲ安定シ国家秩序維持ニ必要ナル国民道義ヲ自主的に確立スルコトヲ目的トスル緊急勅令」参照。日本のA級戦犯に対する裁判の法的根拠となったこの勅令は、「天皇ノ勅諭ニ背キテ[...]満州事変、支那事変、又ハ大東亜戦争を挑発誘導」した者を反逆罪として裁くためのものであった。ここでは、「其[天皇]ノ大平和と精神ニ随順セズシテ」戦争を招いた政治、軍事指導者は「国体ノ順逆ヲ紊」れる者であるとされている。100名以上の連名であれば、国民もまた告発することができると定められているのは興味深い。
- 41 Cohen, David: Öffentliche Erinnerung und die Kriegsverbrecherprozesse in Asien und Europa, In: Cornelißen, Christoph / Klinkhammer, Lutz / Schwentker, Wolfgang (Hg.): Erinnerungskulturen. Deutschland, Italien und Japan seit 1945, Frankfurt a. M. 2003, S. 51-66, hier S. 53ff.
- 42 栗鴨遺書編纂会(編)『世紀の遺書』(栗鴨遺書編纂会1953)。
- 43 靖国神社は近年、境内の数ある記念碑のひとつとしてパル判事の胸像と記念碑を設置した。
- 44 田中伸尚・田中宏・波田永実『遺族と戦後』(岩波書店1995)95頁〜。

- 45 賀屋興宣の包括的な伝記はまだ出されていない。日本の遺族会における賀屋の役割については、同上書70頁以降を参照。
- 46 Buchholz, Petra: Schreiben und Erinnern. Über Selbstzeugnisse japanischer Kriegsteilnehmer, München 2003, hier S. 363ff参照。加害者の視点から見た回想録(抜粋)もドイツ語に翻訳されている。Schaarschmidt, Siegfried (Hg.): Schrei nach Frieden. Japanische Zeugnisse gegen den Krieg, Düsseldorf – Wien 1984.
- 47 Manfred Kittelは、Nach Nürnberg, S. 172で相違点を確認し、日本の過去の克服は不十分であったという単純な見方を退けている。日本では旧エリートをドイツ以上に統合したにもかかわらず民主化が成し遂げられたのか、それともリュッベのテーゼのように、旧エリートを統合したからこそ民主化が可能になったのかについてはまだ説明がついていない。
- 48 これは、これまでの研究では試みられてこなかった。ブルマもキッテルも両国の相違を「説明」しようとはしていない。
- 49 公式発表によれば、靖国神社には今日、日清戦争(1894/95)の戦没者13,500人以上、日露戦争(1904/05)の戦没者90,000人弱の英霊が祀られている。Saaler, Sven: Politics, Memory and Public Opinion. The History Textbook Controversy and Japanese Society, München 2005, S. 195参照。日本軍の犠牲者数が実際にはもっと多かったとしても、第一次世界大戦の犠牲者数とは次元が違う。第一次世界大戦の際にヨーロッパでは約1000万人、ドイツだけでも約180万人の兵士が死亡した。原田敬一『国民軍の神話—兵士になるということ』(吉川弘文館2001)187頁以降参照。
- 50 とくに中国における日本軍の戦争犯罪の概略については、Ishida, Yujii: Die japanischen Kriegsverbrechen in China 1931-1945, In: Wette, Wolfram / Ueberschär, Gerd R. (Hg.): Kriegsverbrechen im 20. Jahrhundert, Darmstadt 2001, S. 327-342; Lord Russel of Liverpool: The Knights of Bushido. A Short History of Japanese War Crimes, London 1958参照。
- 51 Harris, Sheldon H.: Factories of Death. Japanese Biological Warfare 1932-1945 and the American Cover-up, New York – London, erweiterte Neuauflage 2002.
- 52 Barnouw, Dagmar: Ansichten von Deutschland (1945). Krieg und Gewalt in der zeitgenössischen Photographie, Basel 1997; Knoch, Habbo: Die Tat als Bild. Fotografien des Holocaust in der deutschen Erinnerungskultur, Hamburg 2001; Brink, Cornelia: Ikonen der Vernichtung. Öffentlicher Gebrauch von Fotografien aus nationalsozialistischen Konzentrationslagern nach 1945, Berlin 1998参照。
- 53 竹山昭子『ラジオの時代—ラジオは茶の間の主役だった』(世界思想社2002)303-345頁。重点が置かれたのはとりわけ欧米諸国の戦争捕虜に対する犯罪であった。Lord Russel of Liverpool、前掲書にも同様の記述がある。
- 54 吉田裕『日本の軍隊—兵士たちの近代史』(岩波書店2002)219頁参照。日本軍の死者の大部分は太平洋戦争末期に出ている。日中戦争では1937～41年の戦死者は185,000人にすぎないが、1941年以降には約150万人が戦死した。さらに、1945年以降に復員した兵士のうち、450万人は傷病兵であった。この戦争のために日本は約1000万人の兵士を動員した。Dower, John W.: War without Mercy. Race and Power in the Pacific War, New York 1986, S. 297ff参照。
- 55 日本の過去との取り組みにおいて沖縄は特殊な位置にある。住民の被害の一部は日本軍の手によるものだったという記憶と、沖縄は1970年代にいたるまで米国の占領下にあり、以後も米国外では米軍基地が最も密集した地域であるという事実、米国の軍隊の駐留およびそれともなう諸般の問題と鑑み、沖縄の住民は東京を中心とした保守的な過去との取り組みを極めて批判的に見ている。
- 56 Müller, Rolf-Dieter: Der Bombenkrieg 1939-1945, Berlin 2004, S. 216; Coulmas, Florian: Hiroshima. Geschichte und Nachgeschichte, München 2005.
- 57 Thomas R.H. HavensはValley of Darkness. The Japanese People and World War Two, New York 1978, S. 177-182で、軍事史上、最も破壊的とも言えるこの空襲をつぶさに描写している。
- 58 Orr: Victim, hier insbesondere S. 36ff.; Yoneyama, Lisa: Hiroshima Traces. Time, Space, and the Dialectics of Memory, Berkeley 1999.
- 59 Aly, Götz: Hitlers Volksstaat. Raub, Rassenkrieg und nationaler Sozialismus, Frankfurt 2005参照。ア

- リーのテーゼは根本的に新しいものではなく、すでに知られていることを誇張し、説得的な量的データを実際に示すことなく挑発的に強調したものである。アリーへの批判については、Wildt, Michael: Alys Volksstaat. Hybris und Simplizität einer Wissenschaft, In: Mittelweg 36 14:3 (2005), S. 69-80; Süß, Winfried: Rezension von: Götz Aly: Hitlers Volksstaat. Raub, Rassenkrieg und nationaler Sozialismus, Frankfurt a.M.: S. Fischer 2005, In: sehepunkte 5, Nr. 7/8 (2005), [15.07.2005] URL: <http://www.sehepunkte.historicum.net/2005/07/7698.html>; Hachtmann, Rüdiger: Rezension von: Götz Aly: Hitlers Volksstaat. Raub, Rassenkrieg und nationaler Sozialismus, Frankfurt a.M.: S. Fischer 2005, In: sehepunkte 5, Nr. 7/8 (2005), [15.07.2005], URL: <http://www.sehepunkte.historicum.net/2005/07/8191.html>等を参照。
- 60 第二次世界大戦におけるドイツの戦死者(武装親衛隊と補助隊を含む)のうち、傷病による者、捕虜として収容中に死亡した者が各10%弱である。43%は死亡登録されており、部隊の登録のある者もない者も含めて38%は行方不明となっている。したがって全体の約五分の四は戦闘行為のなかで死亡したと考えられる。Overmans, Rüdiger: Deutsche Militärische Verluste im Zweiten Weltkrieg, München 1999, S. 335.
- 61 Dower, John W.: Occupied Japan and the Cold War in Asia, In: Ders.: Japan in War and Peace. Selected Essays, New York 1993, S. 155-207.
- 62 Kittel: Nach Nürnberg, S. 31-42.
- 63 この指標として、数は少ないが占領行政による介入は過小評価できない。1953年1月にも、クーデターの疑いがあるとしてイギリスの治安担当官が複数の旧ナチ党高官を逮捕した。Frei, Norbert: Vergangenheitspolitik. Die Anfänge der Bundesrepublik und die NS-Vergangenheit, München 1996, S. 361-96.
- 64 Kleßmann, Christoph: Zwei Staaten - eine Nation, Bonn 1988, S. 179.
- 65 Blankenhorn, Herbert: Verständnis und Verständigung. Blätter eines politischen Tagebuches 1949 bis 1979, Frankfurt 1980, S. 138. ルートヴィヒ・エアハルト(Ludwig Erhard)もまた、海外の債権者にとっては「まずは債務を承認することが、次いで利子の付け方、返済の仕方」が重要だ、と述べた。Erhard an Adenauer, 16.4.1952, In: Jelinek, Yeshayahu A. (Hg.): Zwischen Moral und Realpolitik. Deutsch-israelische Beziehungen 1945-1965, Eine Dokumentensammlung, Gerlingen 1997, S. 182-86, hier S. 182.
- 66 たとえばテオドール・ホイス(Theodor Heuss)は、連邦共和国初期にナチの過去について熟考し、率直に発言した人物の一人であるが、ベルゲン・ベルゼンの記念碑竣工に際して、「ドイツ人によってここで行われた犯罪の残虐性を十分に」理解しようとするドイツ人は内面の自由をもたなければならぬと述べた。ホイスはさらに、「われわれには分かっていた」と強調したが、罪という概念は使わなかった。代わりにホイスが強調したのは、一切の道義的制約なしに殺人が行なわれたことがこの犯罪の特徴であり、文化民族たるドイツ人がそのような犯罪を行なったことは「われわれの恥」であり、「この恥は何人をもってしても雪ぐことができない」ということであった。Bulletin des Presse- und Informationsamtes der Bundesregierung 2.12.1952, Nr. 189, S. 1655f.; ホイスがナチズムとどのように取り組んだかについてはBaumgärtner, Ulrich: Reden nach Hitler. Theodor Heuss - Die Auseinandersetzung mit dem NS, Stuttgart 2001に詳しい。
- 67 Konrad Adenauer, 27.9.1951, in: Jelinek, Moral, S. 173. ドイツ=イスラエル関係の接近については、とくにJelinek, Yeshayahu A.: Deutschland und Israel 1945-1965. Ein neurotisches Verhältnis, München 2004; Hansen, Niels: Aus dem Schatten der Katastrophe. Die deutsch-israelischen Beziehungen in der Ära Konrad Adenauer und David Ben-Gurion, Düsseldorf, 2. Auflage 2004参照。
- 68 Constatin GoschlerはSchuld und Schulden. Die Politik der Wiedergutmachung für NS-Verfolgte seit 1945, Göttingen 2005でモラルを経済と政治に変換することが補償を実践する上で基本条件となったと分析しているが、このテーゼは説得力がある。
- 69 この点に関する概略については、Fuhr, Volker: Erzwangene Reue. Vergangenheitsbewältigung und Kriegsschulddiskussion in Japan 1952-1998, Hamburg 2002, insbesondere S. 28ff参照。
- 70 補償については、朝日新聞戦後補償問題取材班『戦後補償とは何か』(朝日新聞社1999)、田中宏「日

- 本の戦後補償と歴史認識」粟屋憲太郎ほか、前掲書、19-72頁参照。
- 71 Fuhr: Erzwungene Reue, S 145-187参照。
- 72 小菅信子『戦後和解—日本は「過去」から解き放たれるのか』(中央公論新社2005)172頁～。
- 73 同上。
- 74 近年の研究における研究上の空白の例としては、Reichel, Peter: Vergangenheitsbewältigung in Deutschland. Die Auseinandersetzung mit der NS-Diktatur von 1945 bis heute, München 2001; Frei, Norbert: 1945 und wir. Das Dritte Reich im Bewußtsein der Deutschen, München 2005参照。
- 75 カトリックとプロテスタントの罪概念には違いがあるが、本論にとって重要な点については共通しているため、ここでは両者の違いには立ち入らない。
- 76 Hahn, Alois: Zur Soziologie der Beichte und anderer Formen institutionalisierter Bekenntnisse: Selbstthematisierung und Zivilisationsprozeß, In: Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie 34 (1982), S. 407-34ほか参照。
- 77 Artikel „Sünde/Schuld und Vergebung“, In: RGG, 4. Auflage, Bd. 7, Tübingen 2004, Sp. 1867-1900; „Schuld“, In: A.a.O., Bd. 7, S. 1019-1022; „Schuld“, In: hg. von Ritter, Joachim / Gründer, Karlfried (Hg.): Historisches Wörterbuch der Philosophie, Bd. 8, Basel 1992, S. 1442-72; Rahner, Karl: Grundkurs des Glaubens, Freiburg 1984, S. 97-121; とくに Tanner, Klaus: Umgang mit Schuld aus theologischer Sicht, In: Greive, Wolfgang (Hg.): Amnestie für Straftaten unter der SED-Diktatur?, Rehbürg-Loccum 1996, S. 105-20からは多くの示唆を得た。
- 78 オランダの教会も罪の告白を行なったことはしばしば忘れられている。Greschat, Martin (Hg.): Im Zeichen der Schuld. 40 Jahre Stuttgarter Schuldbekennntnis, Neukirchen-Vluyn 1985, S. 75-77.
- 79 Jaspers, Karl: Die Schuldfrage (1946), München 1996, S. 80-83. ハインリヒ・ブリューヒャー(Heinrich Blücher)はこれを「キリスト教的な神聖そうに見せかけた御託」とこき下ろしたが、(振り返って東ドイツでの展開と比較してみても)「恥について語ろう、それは世俗的なものであり、血によって洗い清められた」というブリューヒャーの対案が距離をとる上でより役立ったと言い難い。Heinrich Blücher an Hannah Arendt (15.7.1946), in: Briefe 1936-1968, München 1999, S. 146, 149.
- 80 1945年以降の罪をめぐる議論で重要だったのは「浄化」であり、犠牲者への「謝罪」ではなかった。
- 81 神道の罪、不浄、穢い等の概念については、Lokowandt, Ernst: Shintô. Eine Einführung, München 2001, S. 31ff参照。
- 82 Erlinghagen, Helmut: Schuld und Umkehr im Verständnis des Buddhismus, In: Sievernich, Michael / Seif, Klaus Philipp (Hg.): Schuld und Umkehr in den Weltreligionen, Mainz 1983, S. 84-102, hier S. 87f.
- 83 吉田『日本人の戦争観』28頁～、千本秀樹『天皇制の侵略責任と戦後責任』増補新版(青木書店2003)144頁参照。
- 84 深い反省、遺憾などの表現は、1960年代以降、日本政府が東アジア近隣諸国に対して行なったほぼすべての過去をめぐる公式発言に見られる。したがって、これは1945年以前の過去に関する日本の公的な用語法の中核的要素と言える。
- 85 Antoni, Klaus: Yasukuni und der „Schlimme Tod“ des Kriegers, In: Ders.: Der himmlische Herrscher und sein Staat. Essays zur Stellung des Tennô im modernen Japan, München 1991, S. 155-189、村上重良『慰霊と招魂—靖国神社の思想』4版(岩波書店2001)参照。
- 86 Shimada, Shingo: Formen der Erinnerungarbeit: Gedenken der Toten und Geschichtsdiskurs in Japan, In: Küttler, Wolfgang / Rösen, Jörn / Schulin, Ernst (Hg.): Geschichtsdiskurs 5: Globale Konflikte, Erinnerungsarbeit und Neuorientierungen seit 1945, Frankfurt a. M. 1999, S. 30-45; 田中丸勝彦ほか『さまよえる英霊たち—一国のみたま、家のほとけ』(柏書房2002)
- 87 以下の記述についてはSmith, Robert J.: Ancestor Worship in Contemporary Japan, Stanford 1974; 小野泰博(編)『日本宗教辞典』(弘文堂1994)各所を参照。
- 88 この宗教的な見方は、東京裁判によって有罪判決を受けて処刑されたA級戦犯が靖国神社に祀られていることに対する左派や東アジア近隣諸国からの批判に反論するために、遺族側から繰り返し持ち出されてきた。たとえば板垣征四郎の息子であり、長年にわたって日本遺族会の幹部を務めた板垣正はこの文脈で「日本人の文化的伝統から、死すればすべて神または仏である。戦犯処刑者も均し

- くそのみたまをまつことが、日本人の宗教的感情であり、死屍に鞭打つ伝統はわが民族には存在しない」と述べている。板垣正『靖国公式参拝の総括』5版(展転社2005)340頁。
- 89 Beschlußempfehlung und Bericht des Ausschusses für Kultur und Medien vom 23. Juni 1999, Drucksache 14/1238; この議論は1999年6月25日に行われた。Jureit, Ulrike: Generationen als Erinnerungsgemeinschaften. Das „Denkmal für die ermordeten Juden Europas“ als Generationsobjekt, In: Dies. / Wildt, Michael (Hg.): Generationen. Zur Relevanz eines wissenschaftlichen Grundbegriffs, Hamburg 2005, S. 244-65より引用。
- 90 記念碑の主唱者の一人であるレア・ロッシュ(Lea Rosh)は、ドイツにも「懺悔の気持ち」があり、「罪と責任が引き受けられている」こと、「ヨーロッパユダヤ人の殺害が唯一的なものであると認める」機運が高まっていることを記念碑は示すであろうと発言しているが、これは分析的というよりは宗教的な見地からの発言である。Rosh, Lea: Ein Denkmal im Land der Täter, In: Bürgerinitiative Perspektive Berlin (Hg.): Ein Denkmal für die ermordeten Juden Europas. Dokumentation 1988-1995, Berlin 1995, S. 3-7, hier S. 6.
- 91 Schneider, Christian: Der Holocaust als Generationsobjekt, In: Mittelweg 36 13: 4 (2004), S. 56-73.
- 92 Mathews, Gordon / White, Bruce (Hgg.): Japan's Changing Generations. Are Young People Creating a New Society?, London - New York 2004, S. 1-12 参照。
- 93 Ibid, S. 5.